

令和7年度 長門市人権教育基本方針

1 基本姿勢

日本国憲法及び教育基本法の精神にのっとり、基本的人権尊重の精神が正しく身に付くよう人権教育を総合的かつ効果的に推進する。

長門市においてもさまざまな人権課題が幅広く存在しており、社会の変化などによって、人権に関する新たな課題も見られるようになってきた。このような状況を踏まえ、すべての人々の人権が尊重された社会の実現をめざしていくためには、市民一人ひとりが人権尊重の理念について正しく理解するとともに、日常生活において人権への配慮がその態度や行動に現れるような人権感覚や、人権の大切さに気付く豊かな感性を育むことが大切である。

そのためには、これまで人権にかかわる課題ごとに進められてきた教育を基本的人権の尊重という普遍的視点に立って見直し、人権教育を総合的かつ効果的に推進することが必要である。推進にあたっては、これまでの取組の成果や地域社会の実情等を踏まえて課題を明確にするとともに、幼児期からの心身の成長の過程に即して、学習方法等にも工夫を凝らしながら、体系的・計画的に実施していくことが大切である。

また、学校・家庭・地域社会のさまざまな場を通じて推進していくことが必要であり、そのためには県・市や民間団体、企業等がそれぞれの果たす役割と課題を明確にして、相互に連携を図りつつ、主体的に取り組んでいくことも大切である。

2 さまざまな人権課題

人権教育にあたっては、基本的人権尊重の視点に立った取組の中で「山口県人権推進指針」に示されるさまざまな人権課題に対する理解を深め、さらには分野別の課題についての解決に向けた実践的な態度を育てていく。

「山口県人権推進指針」で示されている分野別の課題である「男女共同参画に関する問題」、「子どもの問題」、「高齢者問題」、「障害者問題」、「部落差別（同和問題）」、「外国人問題」、「罪や非行を犯した人の問題」、「犯罪被害者と家族の問題」、「環境問題（環境保全・大災害・公害）」、「インターネットにおける問題」、「プライバシーの問題」、「拉致問題」、「インフォームド・コンセントの推進」、「感染症の問題」、「ハンセン病問題」、「性の多様性に関する問題」などの人権問題を理解し、解決に向けた実践的な態度が育つような取組を行う。

3 学校における取組

子どもの心身の発達段階に即し、学校の教育活動全体を通して人権尊重の意識を高め、一人ひとりを大切にすることを組織的・計画的に推進する。

(1) 推進体制の確立

- 学校全体で共通理解を図りながら取り組むことができるよう、推進体制を確立する。
- コミュニティ・スクールを核として、家庭や地域社会との連携・協働を図る。

(2) 目標及び計画等の設定

- 学校や地域社会の実情等を踏まえて、目標を設定する。
- 子どもの心身の発達に即して、学年別目標や取組を設定する。
- 全体計画や年間指導計画等を検証・改善していく。

(3) 人権尊重の視点に立った指導の充実

- 各教科等の特質やねらいを踏まえ、児童・生徒の立場に立って、一人ひとりを大切に授業の充実を図る。
- ねらいを達成するための適切な指導資料の整備・充実を図る。
- 道徳や特別活動（学級活動・ロングホームルーム）等における人権尊重の精神を養う指導の充実を図る。
- 児童生徒の人権に十分配慮した生徒指導、進路指導の充実を図る。

(4) 実践化につながる指導の充実

- 生活の中で経験したことを具体的に取り上げ、自分の課題として考えるなど、手法に創意工夫を凝らしていくことを大切にする。
- 児童・生徒と地域住民が、学校生活において共に学ぶことのできる場を設定し、多様な人と人との関わりを通して人権に関する考えを幅広く感じ、学ぶことを大切にする。
- 社会教育との連携を図りつつ、社会性や豊かな人間性を育むため、ボランティア活動や自然体験活動などの多様な体験活動の機会の充実を図る。

(5) 人権が尊重される環境づくり

- 全国的にみていじめや不登校など憂慮すべき状況にある中、子どもたちが安心して楽しく学ぶことができる環境を確保する。
- 集団の中で一人ひとりが存在感を感じることができる、心の居場所としての集団づくりに努める。
- 子どもの個性を尊重し、子どもの心情の理解に努めるとともに、子どもの意見等を大切にする教育の環境づくりに努める。

(6) 研修・研究等の充実

- 「山口県人権推進指針」に示された人権課題等、様々な人権課題への理解を深めるため人権意識の高揚をめざした研修・研究等の機会の充実に努める。
- 実践的な態度を身に付けることができる学習方法や指導方法の創意工夫に努める。
- 教職員相互の啓発により、人権意識の高揚に努める。

4 地域社会における取組

人権意識の高揚をめざし、各地区との連携を図りながら、企業・職場を含めた地域社会における学習機会の充実に努める。

(1) 推進体制等の整備・充実

- 地域社会全体で取組が推進されるよう、推進体制の確立を図る。
- 県、他市町及び社会教育関係団体等と相互に連携を図る。
- 家族とのふれあいや親子の共同体験の機会充実を図るなど、家庭教育支援チームと連携しながら家庭教育への支援に努める。
- 子育てに関する相談体制など、支援体制の整備・充実を図る。

(2) 指導者の養成

- 地域社会において人権意識の高揚をめざした取組がさらに充実したものとなるよう、研修会等への参加を積極的に促し指導者を養成していく。

(3) 学習機会の充実等

- 地域社会のさまざまな場において、地域社会の実情や課題、住民の学習ニーズを踏まえ、テーマ設定等、人権に関する多様な学習機会の充実に努める。
- 学習会や研修会等への自主的、意欲的な参加が得られるよう、各地域交流プラザと連携しながら周知・啓発を図る。
- 親子の共同体験活動、青少年の野外活動、ボランティア活動等、多様な体験活動の機会の充実や情報の提供を図る。
- 人権に関する学習資料等の整備・充実を図る。
- 人権教育セミナーや人権フェスティバルの企画や運営の改善を通して、学習の深化・充実を図る。

5 本年度の取組指針について

すべての人権課題の解決に向けた取組を念頭に、「外国人の問題」、「子どもの問題」、「障害者の問題」、「部落差別（同和問題）」等、山口県人権推進指針にのっとり、幅広く人権課題を扱うことに力を入れる。

